

奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十号

奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良県指定特定非営利活動法人等を定める条例（平成二十八年十二月奈良県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

表中「平成三十三年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。